

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



岩井やすのり

略歴 1970年(昭和45年)生まれ52歳
専修大卒、早稲田大学院 政治学研究科修了

事務所連絡先 Fax: **0476-36-7802**

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: mail@iwai-y.jp

印旛郡栄町安食台 2-26-23 (栄町役場前大山ビル 2F)



ツイッター始めました！
(@9I4SgDc1ET2EEKA)

大型車両の「北総規制」通学時間帯の徹底課題

印旛郡栄町、印西市全域を含む、北総地域への大型貨物車両の進入を規制する「北総規制」。地域への大型物流施設の進出が進む中、通学時間帯の規制の徹底が求められます。



●旧印西町でデモ行進、栄町では住民集会も

北総規制は大型貨物車両の進入を広域規制するもので、県内で唯一、全国でも例は多くありません。きっかけは昭和40年代の住民運動。利根川沿いの土地は地盤が軟弱な箇所が少ない中、栄町や旧印西町では高度経済成長期で増えた大型車両の通行により、道路沿線の振動や騒音が問題となっていました。印西町では住民によるデモ行進、栄町では業者側の嫌がらせをきっかけとした住民集会が行われたとの記録が残っています。

昭和50年8月から始まった同規制のエリアは、国道356号、6号、16号、296号などで囲まれた栄町、印西市、我孫子市、八千代市、佐倉市など(上図の斜線部分)。区域内に車庫があった

り、区域内を目的地としたりする車両以外の通行は認められておらず、特に7時～8時半までの通学時間帯や20時以降の夜間については、別途通行許可の取得が必要となっています。なお、外周道路となる国道6号、16号、296号や464号については大型貨物車両の通行が可能となっている一方、356号については通行が禁止されています。

●朝の時間帯の許可基準の徹底、取締り強化を

ところで、最近は大型貨物車両による様々な指摘が聞かれるようになっていきます。松崎工業団地に向かうため生活道路に進入する問題車両やNT北環状線への大型車両の流入など、規制や取締りの強化を求める声をいただいていますし、北千葉道路(掘割部)の本線合流部などで時間調整のため違法駐停車するトラックも問題で、大きな事故が発生する前に取締り等の対応が必要と考えられます。

地域内に多く進出している大型物流施設は、雇用を含め地域経済と切っても切り離せないものとなっているのが現状。大型車両への新規の規制強化は現実的ではない一方で、朝の通学時間帯だけでも取締りを強化し、関係者に北総規制を厳守させることが求められます。

9月県議会では本会議にてこの問題を取り上げ、朝の時間帯についての許可基準の強化と徹底、取締り強化を強く要望。子どもたちをはじめとする歩行者の安全と地域環境を守るため、引き続き対策の徹底を求めてまいります。

印西の放課後デイサービスで虐待、不正請求の疑い

印西にある A 放課後等デイサービス(以下、放課後デイ)で、通所児童に対する激しい暴言や利用実績を超えた不正な請求を行っていたとの疑いがあり、県として調査に乗り出すよう強く求めています。

●複数の職員から「ばか」「あほ」「口がまがっている」

放課後デイとは、障害や発達に特性のある児童、生徒が放課後等に利用できる福祉サービス。利用料の9割が自治体負担であるなど、運営には多くの公費が使われています。制度が開始した2012年に全国で2,540施設だった放課後デイは、2019年には13,568施設と実に5倍。近年は、一部業者によるずさんな経営が問題となっています。

そのような中、子どもが印西市内にあるA放課後デイに通っていた保護者から指摘の声があったのは9月初め。受給者証の契約支給量の修正を行わず、実績記録表を保護者に確認させないまま押印させる手口で、利用料の不正請求・不正受給が行われていたとのこと。また、児童は複数の職員から、「ばか」「あほ」「お前の口はまがっている」などの暴言を日常的に受けてきたとも言います。他の児童へも暴言、虐待や不正請求が行われている可能性があります。一刻も早い調査、対応が求められる事案です。

実は、保護者から県担当課に通報したものの、なかなか取り合ってもらえず、岩井まで連絡をくださったものです。

●虐待認定があっても公表や取消処分はまれ

ところで、通常、児童虐待がわかった場合には県

児童相談所が受け付け、対応していますが、放課後デイ等の障害児通所施設での虐待事案については、市町の担当課が対応することとなっています。

放課後デイは、通所する児童が障害等を持っているため被害を訴えにくいなど、虐待防止や早期発見が難しいという側面があるにもかかわらず、虐待事案の対応機会が多い児童相談所が当たらないことは制度上の大きな問題でもあります。

いずれにしても、A放課後デイにおける虐待について県が関与できることとして行えたのは、市への通報のみ。今後、市による虐待認定があった場合には、県として指導や(事業者名の)公表、(指定取消)処分などが可能であるものの、公表や処分は相当悪質なケースに限られてしまいます。保護者の立場として、暴言を浴びせるような放課後デイには到底預けられないと考えるところですが、運営の継続を重視する余り、悪質事業者が生きながらえてしまう本末転倒な制度となっているのです。

●放課後デイでの虐待、不正 情報お寄せください

一方、不正受給の疑いについて、県として調査に乗り出すよう強く要請。児童福祉法に定める不正行為にあたる可能性が高く、市と情報共有した上で、A放課後デイに対し立入検査等の徹底した調査を行うよう求めているところです。

最後になりますが、放課後デイでの暴言等の虐待、利用料のずさんな運用等が疑われましたら、気兼ねなく岩井までご相談いただけたらと思います。

